

広島県告示第九百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十四年十二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小原猪山線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町小原字大埴山三八番二地先から 山県郡北広島町小原字大埴山三六番一地先まで	四・〇〇 六・三〇	四・〇〇 五・〇〇	四・〇〇 六・三〇	四六・〇〇	拡幅